

我が国の大大学等における研究環境の改善について（勧告）

日本学術会議 平成11年10月27日第131回総会

1. 平成8年に策定された政府の科学技術基本計画では、平成12年度までの5年間に17兆円の国費を投入して大学等の研究環境の改善を図り、大学等に1200万m²の建物整備を見込んでいる。しかし平成11年度末までに建設される建物は約100万m²に過ぎず、残された期間に計画を実現することはほとんど不可能である。

2. 平成6年、国立大学の基準面積が20%増に改定されたが、欧米の水準からすれば未だ極めて不十分である。しかも、現状の建物面積は基準面積に対して大幅に不足していて、不足面積は平成10年度において約500万m²にのぼる。ちなみに、不足している建物面積は東京大学5校分、東京工業大学の規模では17校分に相当する。

3. 狹隘な環境は自然科学系の研究室に共通していて、消防法上、憂慮の絶えない研究室が多い。もし、阪神・淡路大震災級の大地震が過密な研究室で実験者の活動中に起きたとしたら、惨憺たる被害が発生するであろう。1995年に同地震を契機として耐震改修促進法が成立したが、大学における対策は進んでいない。

人文社会学系研究室でも、情報機器の導入に際して従来の基準面積では収まり切れず、問題が生じている。

4. 現在の劣悪な研究環境を改善し、欧米並みの水準に近づけるためには、自然科学系の研究室においては、望ましくは現有面積の3倍、最低でも2倍程度の建物面積が必要である。また人文社会学系を含めた建物基準面積の改定が必要である。さらに私立、公立大学においても適切な助成により、スペースの確保が必要である。

5. 大学等における研究教育施設は重要な公共財であるとともに、我が国発展の鍵となる「新しい社会資本」である。大学に十分な資本投下を行い、その能力を十分に発揮させることこそ、長期的、継続的に果実をもたらし続ける新社会資本の整備といえる。

6. 今後大学院学生の大幅な増加が見込まれ、さらに留学生、研究生、ポストドクトラルフェロー等も増加することが予測される。その教育研究には環境の整備が不可欠であり、そのための建物建設には、土地の手当てを含め、思い切った先行投資が必要である。

7. 利用可能な土地面積が限られている大学においては、建物の新設、更新は順繰りに実施する必要があり、立案と計画実現に時間を要する。具体的には建屋の高層化、地下利用の両側面によって実現が可能である。そのため建物建設は大学側が練り上げた将来計画に基づいて実行されなければならない。

8. まもなく次期の科学技術基本計画が策定される。そこで、次期の基本計画では合理的な中・長期整備計画を練り、建物建設と土地取得のために十分な予算の手当てが優先的、集中的に行わなければならない。

9. 科学技術の健全な発展には日本の将来が懸かっている。さらに、全地球的な問題の解決には我が国の科学技術の貢献が必要である。そのための最も重要な基盤である研究施設の充実を強く訴えたい。